

酸素欠乏等危険作業

酸素欠乏等の恐れのある場所において作業を行うときは、酸素欠乏等危険作業特別教育を修了していなければ業務につくことはできません。(法第59条、規則第36条)

酸素欠乏の恐れのある場所は、下水・井戸・タンク・サイロ等たくさんあります。

当協会で行う「**酸素欠乏等危険作業特別教育**」には**硫化水素危険作業**も含まれています。

講習科目と時間数

講習科目	時間数	合計
酸素欠乏等の発生の原因	1	5.5
酸素欠乏症等の症状	1	
空気呼吸器等の使用の方法	1	
事故の場合の退避および救急蘇生の方法	1	
その他酸素欠乏症等の防止に関し必要な事項	1.5	
講習終了後に簡単な確認テストを行います。		

酸素欠乏等：空気中の酸素濃度が18%未満である状態又は空気中の硫化水素の濃度が10ppmを超える状態をいう。

酸素欠乏危険場所（施行令 別表第6）

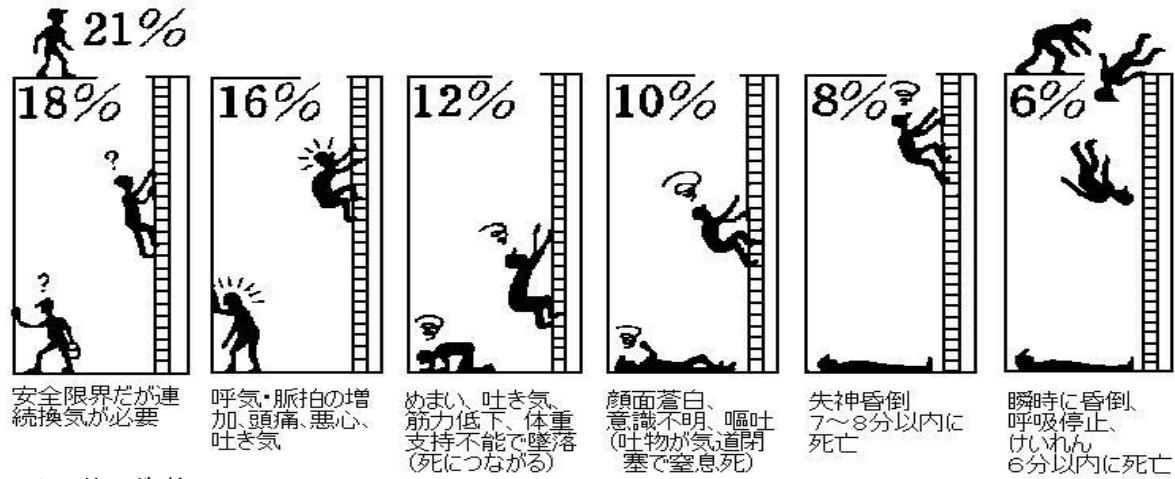
- 次の地層に接し、又は通ずる井戸等（井戸、井筒、たて抗、ずい道、潜函、ピットその他これらに類するものをいう。次号において同じ。）の内部（次号に掲げる場所を除く。）
 - 上層に不透水層がある砂れき層のうち含水若しくは湧水がなく、又は少ない部分
 - 第一鉄塩類又は第一マンガン塩類を含有している地層
 - メタン、エタン又はブタンを含有する地層
 - 炭酸水を湧出しており、又は湧出するおそれのある地層
 - 腐泥層
- 長期間使用されていない井戸等の内部
- ケーブル、ガス管その他地下に敷設される物を収容するための暗きよ、マンホール又はピットの内部
- 3の2 雨水、河川の流水又は湧水が滞留しており、又は滞留したことのある槽、暗きよ、マンホール又はピット
- 3の3 海水が滞留しており、若しくは滞留したことのある熱交換器、管、暗きよ、マンホール、溝若しくはピット（以下この号において「熱交換器等」という。）又は海水を相当期間入れてあり、若しくは入れたことのある熱交換器等の内部
- 相当期間密閉されていた鋼製のボイラー、タンク、反応塔、船倉その他内壁が酸化されやすい施設（その内壁がステンレス鋼製のもの又はその内壁の酸化を防止するために必要な措置が講ぜられているのを除く。）の内部
- 石炭、亜炭、硫化鉱、鋼材、くず鉄、原木、チップ、乾性油、魚油その他空気中の酸素を吸収する物質を入れてあるタンク、船倉、ホッパーその他の貯蔵施設の内部
- 天井、床若しくは周壁又は格納物が乾性油を含むペイントで塗装され、そのペイントが乾燥する前に密閉された地下室、倉庫、タンク、船倉その他通風が不十分な施設の内部
- 穀物若しくは飼料の貯蔵、果菜の熟成、種子の発芽又はきこの類の栽培のために使用しているサイロ、むろ、倉庫、船倉又はピットの内部
- しょう油、酒類、もろみ、酵母その他発酵する物を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、むろ又は醸造槽の内部
- し尿、腐泥、汚水、パルプ液、その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、

槽、管、暗きよ、マンホール、溝又はピットの内部

10 ドライアイスを使用して冷蔵、冷凍又は水セメントのあく抜きを行っている冷蔵庫、冷凍庫、保冷貨車、保冷貨物自動車、船倉又は冷凍コンテナの内部

11 ヘリウム、アルゴン、窒素、フロン、炭酸ガスその他不活性の気体を入れてあり、又は入れたことのあるボイラー、タンク、応塔、船倉その他の施設の内部

12 前各号に掲げる場所のほか、厚生労働大臣が定める場所



《その他の資格》

◎ 酸素欠乏危険作業主任者技能講習

指揮、監督者として1人以上選任することになっています。[上記表中、3の3, 9, 12以外の場所]

◎ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習（法第14条、令第6条、別表第18）

指揮、監督者として1人以上選任することになっています。[上記表]